

千葉県環境負荷低減事業活動(農業分野)の実施に関する計画認定要領

制定：令和5年3月30日 安農第882号

第1 目的

この要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づく、「環境負荷低減事業活動実施計画」又は「特定環境負荷低減事業活動実施計画」（以下「実施計画」という。）の認定について、法並びに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」（令和4年農林水産省令第四十二号）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）及び「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（4環バ161号。以下、「ガイドライン」という。）及び千葉県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施計画の作成

実施計画の認定を受けようとする農業者が作成する実施計画は、別記様式第1号、第2号又は第21号を用いるものとする。

第3 実施計画の認定申請

実施計画の認定を受けようとする農業者は、実施計画その他必要な書類を添付した別記様式第3号又は第4号の申請書を知事に提出するものとする。

ただし、農業者が環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動を併せて実施する場合にあっては、別記様式第22号により、これらをまとめて申請を行うことも可能とする。

第4 実施計画の認定

- 1 農業事務所は、法第19条第5項及び法第21条第5項に基づく認定を行うため、農業事務所の関係職員で構成する千葉県環境負荷低減事業活動（農業分野）の実施に関する計画認定委員会（以下、「認定委員会」という。）を設置するものとする。
- 2 環境農業推進課は、申請された実施計画が、法第19条第5項第二号及び法第21条第5項第二号に適合するものであるか判断するための事業活動認定基準を定めるものとする。
- 3 農業事務所は、認定委員会において、法第19条第5項及び法第21条第5項並びに基本方針第2及び第3並びにガイドライン第4の3並びに事業活動認定基準に則して実施計画の認定審査を行うものとする。
- 4 農業事務所は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をしようとするときは、法第21条第17項の規定に基づき、別記様式第5号に当該認定に係る計画の写しを添付して、当該計画に係る関係市町村長の意見を聴くものとする。

なお、関係市町村長とは、当該計画の実施区域をその区域に含む市町村の長を指す。

この場合、関係市町村長は、同意基本計画に照らして適切なものであること等の認定要件に則して適當か否かを判断し、別記様式第6号を農業事務所に提出することにより意見を述べるものとする。この際、認定が適當でない旨の

意見を述べる場合は、その理由を併せて示すものとする。

- 5 農業事務所は、申請のあった実施計画を認定した場合にあっては、申請者に対し別記様式第7号又は第8号により通知するとともに、環境負荷低減事業活動実施計画については、当該計画の実施区域を含む市町村長に対しその写しを送付し、特定環境負荷低減事業活動実施計画については、法第21条第18項の規定に基づき関係市町村長に対し別記様式第9号により、法第21条第19項に基づき関東農政局長に対し別記様式第10号により、それぞれ通知するものとする。
- 6 農業事務所は、申請のあった実施計画を認定しなかった場合は、別記様式第11号により、認定しない理由を明らかにした上で、申請者にその旨を通知するものとし、特定環境負荷低減事業活動実施計画については、その写しを関係市町村長に対し送付するものとする。

第5 実施計画の変更

- 1 法第20条第1項又は法第22条第1項の規定に基づき、認定を受けた農業者が当該認定にかかる実施計画を変更しようとするときは、別記様式第12号の申請書を知事に提出するものとする。

申請書には、規則第9条又は規則第14条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第13号）その他必要な書類を添付するものとする。

- 2 実施計画の変更の認定審査に当たっては、第4の手続きを準用するものとする。
- 3 法第20条第2項又は法第22条第2項の規定に基づき、認定を受けた農業者が認定計画の軽微な変更（規則第10条又は規則第15条に掲げるもの）をしようとするときは、別記様式第14号により知事に届け出るものとする。

第6 認定の取消し

- 1 農業事務所は、認定を受けた農業者が実施計画に従って環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるとときは、法第20条第3項又は法第22条第3項の規定に基づき、当該実施計画の認定を取消すことができる。

この際、農業事務所は「認定委員会」の意見を聴取することができるものとする。

- 2 農業事務所は、認定を取り消したときは、別記様式第15号によりその理由を明らかにした上で、認定を受けた農業者に通知するとともに、環境負荷低減事業活動についてはその実施区域を含む市町村長に、特定環境負荷低減事業活動については、当該認定計画について法第19条第6項又は第21条第6項に基づく協議を行った関係行政機関の長及び法第21条第17項に基づく意見聴取を行った関係市町村長に対し、通知文の写しを送付するものとする。

第7 認定を受けた農業者に対する支援措置

以下の法に関する事項については、農業事務所が以下の様式により、それぞれの様式に記載の行政機関と協議するものとする。

- ア 法第19条第6項、法第21条第6項第1号関係 別記様式第17号
- イ 法第21条第12項、第16項関係 別記様式第18号
- ウ 法第21条第6項第2号関係 別記様式第19号
- エ 法第21条第6項第3号関係 別記様式第20号

第8 関係機関等に対する情報の提供

各種の支援策を集中的・重点的に実施するために、認定を受けた農業者の情報を、各種支援策を実施する国、千葉県（農業事務所を含む。）、市町村その他関係機関・団体等（以下、「関係機関等」という。）においても共有しておくことが適当であると考えられることから、第3により農業者が申請を行う際、関係機関等が個人情報を保有するに当たって、別記様式第23号により同意を得ることとする。

第9 実施状況の報告

- 1 農業事務所は、必要に応じて申請者に実施計画の実施状況について報告を求めることができる。
- 2 報告を求められた申請者は、別記様式第16号の報告書を、知事に提出するものとする。

第10 書類の提出先

実施計画の認定等に係る書類の提出先は、原則、主たる農地の所在地を所管する農業事務所とする。

第11 その他

その他必要な事項については、別途、県が定めるものとする。

この要領にある農業分野とは、農林水産業のうち、林業、漁業を除いたものをいう。

附 則

本要領は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年8月18日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年5月9日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、令和8年1月6日から施行する。

2 施行日の前に株式会社日本政策金融公庫が貸付けの決定を行ったものについては、なお従前の例による。

別記様式第1号（法第19条関係）

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称

千葉県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画
(環境負荷低減事業活動を実施する場所：)

注 環境負荷低減事業活動の実施区域を含む市町村が、2②に記載する市町村と異なる場合には、当該市町村の名称を併せて記載すること。

2 申請者等の概要

申請者（代表者）	
①氏名又は名称：	(法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：)
②住所又は主たる事務所の所在地：	
③連絡先	<ul style="list-style-type: none">・電話番号：・E-mailアドレス：・担当者名：
④業種：	<input type="checkbox"/> 耕種農業 <input type="checkbox"/> 畜産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業
申請者	
①氏名又は名称：	(法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：)
②住所又は主たる事務所の所在地：	
③連絡先	<ul style="list-style-type: none">・電話番号：・E-mailアドレス：・担当者名：
④業種：	<input type="checkbox"/> 耕種農業 <input type="checkbox"/> 畜産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業
関連措置実施者（法第19条第3項に規定する措置を含める場合）	
①氏名又は名称：	(法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：)
②住所又は主たる事務所の所在地：	
③連絡先	<ul style="list-style-type: none">・電話番号：・E-mailアドレス：・担当者名：
④業種：	<input type="checkbox"/> 農林漁業 <input type="checkbox"/> 資材製造業 <input type="checkbox"/> 食品製造業 <input type="checkbox"/> 食品流通業 <input type="checkbox"/> その他 ()

注1 記入欄が足りない場合は、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

- 2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。
- 3 「④業種」には、該当するものにチェック（レ）を付けること。「その他」の場合には、事業内容を（）内に記載すること。

3 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 農林漁業経営の概況

注1 現状の経営規模（経営面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量）や経営類型（主な品目、畜種等）、労働力等の概況について簡潔に記載すること。

2 農業にあっては、環境負荷低減事業活動に取り組む品目の現状の経営規模についても記載すること。

(2) 環境負荷低減事業活動の類型

- a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- b. 温室効果ガスの排出の量の削減
- c. 土壤を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質又は餌料の投与等により流出する窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- e. 土壌炭素貯留に資する土壤改良資材の農地又は採草放牧地への施用
- f. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
- g. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

注1 該当する取組にチェック（レ）を付けること。

(3) 環境負荷低減事業活動の推進方向

注1 環境負荷低減事業活動に係る農林漁業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。

2 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

(4) 環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：令和 年 月～令和 年 月（目標年度）

注 5年間を目途に定めること。

(5) 環境負荷低減事業活動の内容及び目標

(土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合)

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
(有機質資材の施用)		(現状)
		(目標)
(化学肥料の施用減少)		(現状)
		(目標)
(化学農薬の使用減少)		(現状)
		(目標)
環境負荷低減事業活動 の取組面積等		(現状)
		(目標)

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

- 2 「実施内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材、実施スケジュール等を記載すること。なお、JA 等で定める栽培暦に沿った取組を行う場合、当該栽培暦を参考資料として添付すること。
 - 3 「有機質資材の施用」には、土壤診断結果を踏まえて取り組む土づくりの内容（施用時期、施用方法、C/N 比等）を記載すること。
 - 4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、有機質資材及び化学肥料については 1 作当たりの施用量（t/10a 等）、化学農薬については 1 作当たりの使用回数(回)や散布量（ℓ/10a 又は kg/10a 等）を記入すること。
 - 5 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組むほ場の土壤診断結果を添付すること。

(上記以外の活動類型の場合)

類型	品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
		(内容)	(現状)
			(目標)
		環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
			(目標)

- 注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 「類型」には3（2）で選択した類型のアルファベットを記載すること。
- 3 「実施内容」には、環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載すること。
- 4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。

（6）経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模		
イ：売上高		
ウ：経営費（生産コスト）		
エ：所得（イーウ）		

- 注 1 環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。
- 2 「ア：経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量、労働力等の現状値及び目標値をそれぞれ記載すること。
- 3 「エ：所得」には、農林漁業の所得（法人その他の団体にあっては営業利益）の現状値及び目標値について記載すること。
- 4 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。
- 5 申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

（7）環境負荷低減事業活動の実施体制

--

- 注 1 環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。
- 2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。

4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

申請者等の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けること。

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

注 1 「使途・用途」については、環境負荷低減事業活動に必要となる設備等導入資金、運転資金等の別を記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別表2に、当該設備等の導入として施設の整備を行う場合は別表3に、それぞれ必要事項を記載すること。

2 「資金調達方法」については、自己資金・融資・補助金等の別を記載すること。株式会社日本政策金融公庫等の融資を受けることを予定している場合は、その旨を明記すること。

3 環境負荷低減事業活動の実施に当たって特例措置を活用する場合は、別表1及び各特例措置に対応した別表等に必要事項を記載すること。

5 特例措置の活用に関する事項

特例措置を活用する場合は、申請者、関連措置実施者ごとに別表1に記載し、添付すること。

6 環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壤診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の

早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

□ 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

□ 生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

□ 生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

(添付書類)

関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。

- 関連措置実施者が行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類

(別表1)

特例措置の活用に関する事項

申請者等の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

活用する特例措置の内容	チェック	添付が必要な別表
日本政策金融公庫 等の資金の 貸付資格の認定を 必要とする場合	農業改良資金	<input type="checkbox"/> 別表2、別表4
	林業・木材産業改善資金	<input type="checkbox"/> 別表2、 都道府県指定の認定申請書等
	沿岸漁業改善資金	<input type="checkbox"/> 別表2、 都道府県指定の認定申請書等
	畜産経営環境調和推進資金 (処理高度化施設整備の場合)	<input type="checkbox"/> 別表2、別表5-1
	畜産経営環境調和推進資金 (共同利用施設整備の場合)	<input type="checkbox"/> 別表2、別表5-2
	食品等持続的供給促進資金	<input type="checkbox"/> 別表2、別表6
みどり投資促進税制を活用する場合	<input type="checkbox"/>	別表2

注1 活用を予定している特例措置にチェックすること。

2 チェックした特例措置について、該当する「添付が必要な別表」に必要事項を記載して添付すること。

3 「林業・木材産業改善資金」及び「沿岸漁業改善資金」の特例を必要とする場合は、各都道府県が定める貸付資格認定申請書（融資期間から貸付けを受ける場合は、借入申込書）を添付すること。

4 「畜産経営環境調和推進資金」の特例を必要とする場合は、あわせて整備を図る設備等の所在地（予定所在地）が分かる図面等の資料を添付すること。

5 施設を整備する場合には、必要事項を別表3に記載の上、これを添付すること。

(別表2)

環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称 :

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 設備等の導入を行う者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な設備等	単価(千円)	数量	金額(千円)	特例措置
○年度	月	①						
	月	②						
	小計							
○年度	月	③						
	月	④						
	小計							
○年度	月							
	月							
	小計							
合計								

注1 「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。また、みどり投資促進税制を活用する場合において、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に設備等を発注又は着工し、その後、本計画の認定後に当該設備等を取得する予定の場合、発注又は着工した日がわかる書類を添付すること。

4 みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。

5 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～カ）を記載すること。

ア：農業改良資金

イ：林業・木材産業改善資金

ウ：沿岸漁業改善資金

エ：畜産経営環境調和推進資金

オ：食品等持続的供給促進資金

カ：みどり投資促進税制

6 施設を整備する場合には、必要事項を別表3に記載の上、これを添付すること。

(別表3)

環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項

施設の整備をする者の氏名又は名称 :

- 注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 施設を整備する者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

1 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地			
	施設の種類 ・用途等	新設等 の別	建築 面積	所在	地番	地目	
						登記簿	現況

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 「番号」は、別表2の番号と対応するように記載すること。
3 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。
4 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

2 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間					
	年	月	日	～	年	月
	年	月	日	～	年	月

注 「番号」の欄は、別表2の番号と対応するように記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- 施設の規模及び構造を明らかにした図面

(別表4)

農業改良措置に関する事項
(法第23条関係)

1 特例を必要とする者の氏名

氏名 :

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 農業改良措置の目標及び内容

区分	農業改良措置の目標及び具体的な内容
<input type="checkbox"/> 新たな農業部門の経営の開始	
<input type="checkbox"/> 農畜産物の新たな生産方式の導入	

- 注1 当該措置の内容が該当する区分にチェック（レ）を付けること。
2 別紙に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する農業改良措置の内容を記載すること。
3 「新たな農業部門の経営の開始」区分については、環境への負荷の低減に資する場合に限る。
4 「農畜産物の新たな生産方式の導入」区分については、「農業改良措置の目標及び具体的な内容」に品質・収量又はコスト・労働力の削減に資する措置の内容を記載すること。

3 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

	○年度 (年月期)	○年度 (年月期)	○年度 (年月期)	○年度 (年月期)	○年度 (年月期)
①設備投資額					
②運転資金額					
③資金調達額合計 (①+②)					
補助金・委託費等					
金融機関借入 (うち農業改良資金)					
自己資金					
その他					

注 実施計画の「4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法」と整合するよう記載すること。

(別表 5－1)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする者の氏名

氏名 :

注 申請者が法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

(2) 生年月日（法人の場合は法人の設立年月日）

(3) 現在の経営の概要

経営類型	1. 酪農 2. 肉用牛 3. 養豚 4. 採卵鶏 5. ブロイラー 6. その他()			
経営規模	区分	現状	目標	(年度)
	飼養頭羽数		頭羽	頭羽

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標等

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要（現状及び目標）

現状	目標 (年度)

注 別紙に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する処理高度化施設の整備の内容を記載すること。

(2) 管理方法

	現 状	目 標 (年度)
①家畜から排出される排せつ物の量	t／年	t／年
②管理施設と管理能力 ・自家の経営内で管理する量 ・農協、市町村等の施設を利用して 管理する量 ・共同で施設を設置して管理する量 ・業者に処理を委託する量 ・その他 ()		
②の合計		
③堆肥製造量 うち環境負荷低減事業活動 に関係する堆肥製造量		
④堆肥販売量 うち環境負荷低減事業活動 に関係する堆肥販売量		

注 1 「①家畜から排出される排せつ物の量」と「②の合計」が同じ値となること。

2 「うち環境負荷低減事業活動に関係する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち別紙に記載した環境負荷低減事業活動に関係する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 処理高度化施設の整備の内容、方法及び実施時期

(1) 処理高度化施設整備の概要

以下の「講ずる措置の類型」のいずれかにチェックを付け、具体的な内容等は、(2)～(4)に記載すること。

【講ずる措置の類型】

- 家畜排せつ物の管理適正化のために家畜飼養施設の移転を図るもの
- 家畜排せつ物の利用促進に必要な施設の導入を図るもの
- その他家畜排せつ物の管理適正化及び利用促進を図るもの（上記以外）

(2) 施設・機械の改良、造成又は取得

事業内容	施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表 2 の番号
	現 状	目標 (年度)			
施設・機械の種類				別表 2 に記載	別表 2 に記載
合計					

(3) リース・賃貸等の利用

利用する施設	その施設の所有者 施設の設置場所	種類	支払料（千円） 利用期間（年～年）	支払 年度	別表2 の番号

(4) 家畜ふん尿の利用促進を目的とする法人に参加するための出資金等

出資の種類	施設名（現物出資の場合のみ）	出資額又は現物取得に 必要な事業費（千円）
現物出資・現金出資		

※参加する法人の名称・経営の概要等が分かる資料を添付すること。

4 資金の調達方法

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

(別表 5－2)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする法人等

名称：
代表者の氏名：

(2) 設立年月日

(3) 主たる事業内容

注 資料添付に代えることも可。

(4) 構成員全員の家畜排せつ物の管理及び利用状況 (申請者が任意組合の場合のみ記載すること)

住 所 氏 名	飼養家畜の 種類・頭羽数	家畜排せつ物の 管理及び利用の現状

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「家畜排せつ物の管理及び利用の現状」の欄には、当該構成員が管理する家畜排せつ物の数量、堆肥の製造量（うち環境負荷低減事業活動に関する製造量）及び販売量（うち環境負荷低減事業活動に関する販売量）、堆肥化施設等の整備の状況、堆肥センターの使用頻度等について記載するものとする。

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要 (現状及び目標)

現 状	目 標 (年度)

注 別紙に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための共同利用施設の整備の内容を記載すること。

(2) 家畜排せつ物の管理及び利用量

	現 状	目 標 (年度)
①家畜排せつ物の管理量 家畜頭数換算	t／年 頭	t／年 頭
牛	頭	頭
豚	頭	頭
鶏	羽	羽
馬	頭	頭
その他 ()	頭・羽	頭・羽
②堆肥製造量 うち環境負荷低減事業活動 に関係する堆肥製造量	t／年	t／年
③堆肥販売量 うち環境負荷低減事業活動 に関係する堆肥販売量	t／年	t／年

注 1 「目標年度」は、計画作成年度から概ね 5 年後とする。

2 「うち環境負荷低減事業活動に関係する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち別紙に記載した環境負荷低減事業活動に関係する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

3 共同利用施設の整備の内容及び実施時期

(1) 処理高度化施設（共同利用施設）整備の内容

具体的な内容等は、(2) に記載すること。

(2) 施設・機械の整備

事業内容	施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表 2 の番号
	現 状	目 標 (年度)			
施設・機械の種類			別 表 2 に記載	別 表 2 に記載	
合計					

注 「目標年度」は、計画作成年度から概ね 5 年後とする。

4 資金の調達方法

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 4 に記載すること。

(別表 6)

流通合理化事業活動に関する事項
(法第 27 条関係)

1 特例を必要とする者の氏名等

氏名 :

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 流通合理化事業活動の目標

目標

- ※ 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置として、当該流通合理化事業活動の目標を定性的に記載。
- ※ 記載した目標の達成状況の確認に資する定量的な目標値（指標）については、下段に記載。

目標値	単位	①現状	②計画終了時の目標	③変化率 (%) ((②-①)/①×100)

注 1 事業活動内容や実施期間等を踏まえた妥当な目標とすること。

2 申請する各事業活動計画の目的に沿って、一つ以上の目標値を設定すること。

例) 流通合理化事業活動：付加価値額、労働生産性、流通コスト等

3 流通合理化事業活動の内容及び実施時期

(1) 流通合理化事業活動の内容

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 3 (3) に記載すること。

(2) 流通合理化事業活動の実施時期

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 3 (4) と異なる場合は記載すること。

実施時期： 年度～年度（目標年度）

注 流通合理化事業活動の目標を達成するまでの計画期間を記載すること。

(3) 流通合理化事業活動を実施する事業所又は卸売市場の概要

(複数の場合は、それぞれについて記載すること)

- ① 事業所又は卸売市場の名称：
- ② 所在地：
- ③ 事業開始（開設）年月日：
- ④ 事業内容：

4 流通合理化事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

別紙環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 4 に記載すること。

5 流通合理化事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度

--

注1 当該流通合理化事業活動が、どのように環境負荷の低減に資する農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載すること。

2 直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合は、事業内容の概要を記載した書類）を添付すること。

6 借入する資金

借入を予定する資金の内容に応じ、次の表の右欄「添付する別表」のうちいづれかを添付すること。

借り入れする資金の内容	該当するものに○印を記載	添付する別表
食品産業・農林漁業連携型事業		別表6-1
食品産業生産性向上型事業		別表6-2
卸売市場機能高度化型施設		別表6-3

(別表 6－1)

食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第27条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫による食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う地域の農林水産物の取扱目標について記載すること。

地域の農林水産物の取扱量及び取扱額の目標

品目	期間	生産地名	地域の農林水産物の調達先となる農林漁業者		
			氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	

品目	取 扱 量 (kg、%)			取 扱 額 (千円、%)			その他
	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	
計							

注 1 環境負荷低減事業活動により生産された地域の農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物について記載すること。

2 農林漁業者との取引状況が分かる契約書、直近の伝票等を添付すること。計画期間終了後1年が経過するまでの間は契約書、伝票等を手元に保管しておくこと。また、出資の関係にある場合は、株主名簿記載事項証明書を添付すること。

(別表 6－2)

食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第27条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫による食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う地域の農林水産物の取扱目標及び生産性向上に関する目標について記載すること。

1 地域の農林水産物の取扱量及び取扱額の目標

品目	生産地名

品目	取 扱 量 (kg、%)			取 扱 額 (千円、%)			その他
	実績 (年度)	計画 (年後)	伸び率	実績 (年度)	計画 (年後)	伸び率	
計							

注 環境負荷低減事業活動により生産された地域の農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物について記載すること。

2 生産性向上の目標

目標
目標設定の理由

注 計画期間終了後1年が経過するまでの間は、地域の農林水産物の取扱状況が分かる契約書、伝票等を手元に控えておくこと。

(別表 6－3)

食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫による食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う卸売市場の機能の高度化について記載すること。

1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、
食品等の仕分け及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設
の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の 規模・能力等 (m ² 、台等)	事 業 費 (千円)	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、1 の措置を実施するために整備する品質管理保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載すること。

2 せり売又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通
機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の 規模・能力等 (m ² 、台等)	事 業 費 (千円)	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、2 の措置を実施するために整備するせりの機械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事業実施者	年度	施設等				研修会等			
		施設等 名 称	整備する施設等の 規模・能力等(m ² 等)	事業費 (千円)	別表2 の番号	回数 (回)	人員 (人)	研修 内容等	事業費 (千円)
	別表2 に記載			別表2 に記載					
	別表2 に記載			別表2 に記載					
	別表2 に記載			別表2 に記載					
計									

注1 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。

2 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	営業権等			施設等			
		営業権・ 出資の別	内 容 等	事業費 (千円)	施設等 名称	整備する施設等の 規模・能力等(m ² 等)	事業費 (千円)	別表2 の番号
	別表2に 記載						別表2 に記載	
	別表2に 記載						別表2 に記載	
	別表2に 記載						別表2 に記載	
	別表2に 記載						別表2 に記載	
計								

注1 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者若しくは仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者若しくは仲卸業者に対する出資について記載すること。

2 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載すること。

別記様式第2号（法第21条関係）

特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称及び特定区域

--

注 特定環境負荷低減事業活動の実施区域を含む市町村が、2②に記載する市町村と異なる場合には、当該市町村の名称を併せて記載すること。

2 申請者等の概要

申請者（代表者）
① 氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：) ② 住所又は主たる事務所の所在地： ③ 連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： ④業種： <input type="checkbox"/> 耕種農業 <input type="checkbox"/> 畜産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業
申請者
①氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：) ②住所又は主たる事務所の所在地： ③連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： ④業種： <input type="checkbox"/> 耕種農業 <input type="checkbox"/> 畜産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業
関連措置実施者（法第21条第3項に規定する措置を含める場合）
①氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：) ②住所又は主たる事務所の所在地： ③連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： ④業種： <input type="checkbox"/> 農林漁業 <input type="checkbox"/> 資材製造業 <input type="checkbox"/> 食品製造業 <input type="checkbox"/> 食品流通業 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注1 記入欄が足りない場合には、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 「④業種」は、該当するものにチェック（レ）を付けること。なお、「その他」の場合には、事業内容を（ ）内に簡潔に記入すること。

3 特定環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 農林漁業経営の概況

- 注 1 現状の経営規模（経営面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量）や経営類型（主な品目、畜種等）、労働力等の概況について簡潔に記載すること。
- 2 農業にあっては、特定環境負荷低減事業活動に取り組む品目の現状の経営規模についても記載すること。

(2) 特定環境負荷低減事業活動の類型

<input type="checkbox"/>	A. 有機農業の生産活動
<input type="checkbox"/>	B. 廃熱の回収利用その他の地域資源の活用により、温室効果ガスの排出の量の削減に資する農林漁業の生産活動
<input type="checkbox"/>	C. 環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う農林漁業の生産活動
→	<input type="checkbox"/> a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
	<input type="checkbox"/> b. 温室効果ガスの排出の量の削減
	<input type="checkbox"/> c. 土壤を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
	<input type="checkbox"/> d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質又は餌料の投与等により流出する窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
	<input type="checkbox"/> e. 土壤炭素貯留に資する土壤改良資材の農地又は採草放牧地への施用
	<input type="checkbox"/> f. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若くは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
	<input type="checkbox"/> g. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

注 1 該当する取組にチェック（レ）を付けること。

2 C.の場合、当該取組が a.～g. のうちどの項目に該当するかチェック（レ）を付けること。

(3) 特定環境負荷低減事業活動の推進方向

- 注 1 特定環境負荷低減事業活動に係る農林漁業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。
- 2 ①生産又は流通・販売の方式の共通化、②地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大について、その内容が分かるように記載するとともに、それぞれの該当箇所に下線を付すこと。
- 3 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う特定環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

(4) 特定環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：令和 年 月～令和 年 月（目標年度）

注 5年間を目途に定めること。

(5) 特定環境負荷低減事業活動の内容及び目標

(土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合)

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
		（現状）
	(有機質資材の施用)	(目標)
		(現状)
	(化学肥料の施用減少)	(目標)
		(現状)
	(化学農薬の使用減少)	(現状)
		(目標)
	特定環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
		(目標)

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

- 2 「実施内容」には、特定環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材、実施スケジュール等を記載すること。なお、JA 等で定める栽培暦に沿った取組を行う場合、当該栽培暦を参考資料として添付すること。
- 3 「有機質資材の施用」には、土壤診断結果を踏まえて取り組む土づくりの内容（施用時期、施用方法、C/N 比等）を記載すること。
- 4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、有機質資材及び化学肥料については1作当たりの施用量（t/10a 等）、化学農薬については1作当たりの使用回数(回)や散布量（ℓ/10a 又は kg/10a 等）を記入すること。
- 5 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組むほ場の土壤診断結果を添付すること。

(上記以外の活動類型の場合)

類型	品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
		(内容)	(現状) (目標)
		特定環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状) (目標)

- 注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 「類型」には3（2）で選択した類型のアルファベットを記載すること。
 3 「実施内容」には、特定環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載すること。
 4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。

（6）経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模		
イ：売上高		
ウ：経営費（生産コスト）		
エ：所得（イーウ）		

- 注 1 特定環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。
 2 「ア：経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量等の現状値及び目標値をそれぞれ記載すること。
 3 「エ：所得」には、農林漁業の所得（法人その他の団体にあっては営業利益）の現状値及び目標値について記載すること。
 4 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。
 5 申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

（7）特定環境負荷低減事業活動の実施体制

- 注 1 特定環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。
 2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。
 3 環境負荷の低減に関する目標について、達成状況をどのような体制・方法で評価するかを記載すること。

4 特定環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

申請者等の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

- 注1 「使途・用途」については、特定環境負荷低減事業活動に必要となる設備等導入資金、運転資金等の別を記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別表2に、当該設備等の導入として施設の整備を行う場合は別表3に、それぞれ必要事項を記載すること。
- 2 「資金調達方法」については、自己資金・融資・補助金等の別を記載すること。株式会社日本政策金融公庫等の融資を受けることを予定している場合は、その旨を明記すること。
- 3 特定環境負荷低減事業活動の実施に当たって特例措置を活用する場合は、別表1及び各特例措置に対応した別表等に必要事項を記載すること。

5 特例措置の活用に関する事項

特例措置を活用する場合は、申請者、関連措置実施者ごとに別表1に記載し、添付すること。

6 特定環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく特定環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壤診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施

設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

□ 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

□ 生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

□ 生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

(添付書類)

申請者、関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。

- 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- 関連措置実施者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面
- 関連措置実施者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- 関連措置実施者が最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

(別表1)

特例措置の活用に関する事項

申請者等の氏名又は名称 :

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

活用する特例措置の内容	チェック	添付が必要な別表
日本政策金融公庫等の資金の貸付資格の認定を必要とする場合	農業改良資金	<input type="checkbox"/> 別表2、別表4
	林業・木材産業改善資金	<input type="checkbox"/> 別表2、都道府県指定の認定申請書等
	沿岸漁業改善資金	<input type="checkbox"/> 別表2、都道府県指定の認定申請書等
	畜産経営環境調和推進資金 (処理高度化施設整備の場合)	<input type="checkbox"/> 別表2、別表5-1
	畜産経営環境調和推進資金 (共同利用施設整備の場合)	<input type="checkbox"/> 別表2、別表5-2
	食品等持続的供給促進資金	<input type="checkbox"/> 別表2、別表6
農地を農地以外のものにする場合	<input type="checkbox"/>	別表3、別表7-1
農地又は採草放牧地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合	<input type="checkbox"/>	別表3、別表7-2
集約酪農地域の区域内で施設を整備する場合	<input type="checkbox"/>	別表3
補助金等交付財産の目的外使用をする場合	<input type="checkbox"/>	別表8
投資促進税制を活用し設備等を導入する場合	<input type="checkbox"/>	別表2

注1 活用を予定している特例措置にチェックすること。

- 2 チェックした特例措置について、該当する「添付が必要な別表」に必要事項を記載して添付すること。
- 3 「林業・木材産業改善資金」及び「沿岸漁業改善資金」の特例を必要とする場合は、各都道府県が定める貸付資格認定申請書（融資期間から貸付けを受ける場合は、借入申込書）を添付すること。
- 4 「畜産経営環境調和推進資金」の特例を必要とする場合は、あわせて整備を図る設備等の所在地（予定所在地）が分かる図面等の資料を添付すること。
- 5 施設を整備する場合には、必要事項を別表3に記載の上、これを添付すること。

(別表2)

特定環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称 :

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 設備等の導入を行う者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な設備等	単価(千円)	数量	金額(千円)	特例措置
○年度	月	①						
	月	②						
	小計							
○年度	月	③						
	月	④						
	小計							
○年度	月							
	月							
	小計							
合計								△△△

注1 「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。また、みどり投資促進税制を活用する場合において、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に設備等を発注又は着工し、その後、本計画の認定後に当該設備等を取得する予定の場合、発注又は着工した日がわかる書類を添付すること。

4 みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。

5 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～カ）を記載すること。

ア：農業改良資金

イ：林業・木材産業改善資金

ウ：沿岸漁業改善資金

エ：畜産経営環境調和推進資金

オ：食品等持続的供給促進資金

カ：みどり投資促進税制

6 施設を整備する場合には、必要事項を別表3に記載の上、これを添付すること。

(別表3)

特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項

施設の整備をする者の氏名又は名称 :

- 注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 施設を整備する者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

1 特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備の内容

番号	施設の内容			施設の用に供する土地					農地法の特例
	施設の種類 ・用途等	新設等 の別	建築 面積	所在	地番	地目		面積	
登記簿	現況								

- 注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
2 「番号」は、別表2の番号と対応するように記載すること。
3 「施設の種類・用途等」には、導入する施設の種類及び使用目的を記載すること。
4 「新設等の別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
5 農地法の特例措置を必要とする場合には、「農地法の特例」欄に○印を記載するとともに、別表7に必要事項を記載の上、これを添付すること。
6 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合には、「施設の用に供する土地」の「所在」に、所在地のほか、申請に係る土地が集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

2 特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間					
	年	月	日	～	年	月
日						
				～		
				～		

注 「番号」の欄は、別表2の番号と対応するように記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

施設の規模及び構造を明らかにした図面

(別表4)

農業改良措置に関する事項
(法第23条関係)

1 特例を必要とする者の氏名

氏名 :

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 農業改良措置の目標及び内容

区分	農業改良措置の目標及び具体的な内容
<input type="checkbox"/> 新たな農業部門の経営の開始	
<input type="checkbox"/> 農畜産物の新たな生産方式の導入	

- 注1 当該措置の内容が該当する区分にチェック（レ）を付けること。
2 別紙に記載した特定環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する農業改良措置の内容を記載すること。
3 「新たな農業部門の経営の開始」区分については、環境への負荷の低減に資する場合に限る。
4 「農畜産物の新たな生産方式の導入」区分については、「農業改良措置の目標及び具体的な内容」に品質・収量又はコスト・労働力の削減に資する措置の内容を記載すること。

3 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

	○年度 (年月期)	○年度 (年月期)	○年度 (年月期)	○年度 (年月期)	○年度 (年月期)
① 設備投資額					
② 運転資金額					
③ 資金調達額合計 (① +②)					
補助金・委託費等					
金融機関借入 (うち農業改良資金)					
自己資金					
その他					

注 実施計画の「4 特定環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法」と整合するように記載すること。

(別表 5－1)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする者の氏名

氏名 :

注 申請者が法人その他の団体の場合は、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

(2) 生年月日（法人の場合は法人の設立年月日）

(3) 現在の経営の概要

経営類型	1. 酪農 2. 肉用牛 3. 養豚 4. 採卵鶏 5. ブロイラー 6. その他()		
経営規模	区分 飼養頭羽数	現状 頭羽	目標 (年度) 頭羽

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標等

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要（現状及び目標）

現状	目標 (年度)

注 別紙に記載した特定環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する処理高度化施設の整備の内容を記載すること。

(2) 管理方法

	現 状	目 標 (年度)
① 家畜から排出される排せつ物の量	t／年	t／年
② 管理施設と管理能力 ・自家の経営内で管理する量 ・農協、市町村等の施設を利用して管理する量 ・共同で施設を設置して管理する量 ・業者に処理を委託する量 ・その他 () ② の合計		
④ 堆肥製造量 うち特定環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量		
⑤ 堆肥販売量 うち特定環境負荷低減事業活動に関する堆肥販売量		

注 1 「①家畜から排出される排せつ物の量」と「②の合計」が同じ値となること。

2 「うち特定環境負荷低減事業活動に関する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち別紙に記載した特定環境負荷低減事業活動に関する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

--

3 処理高度化施設の整備の内容、方法及び実施時期

(1) 処理高度化施設の整備の概要

以下の「講ずる措置の類型」のいずれかにチェックを付け、具体的な内容等は、(2)～(4)に記載すること。

【講ずる措置の類型】

- 家畜排せつ物の管理適正化のために家畜飼養施設の移転を図るもの
- 家畜排せつ物の利用促進に必要な施設の導入を図るもの
- その他家畜排せつ物の管理適正化及び利用促進を図るもの（上記以外）

(2) 施設・機械の改良、造成又は取得

事業内容		施設規模		事業費 (千円)	実施 年度	別表2 の番号
		現状	目標(年度)			
施設・機械の種類				別表2 に記載	別表2 に記載	
合計						

(3) リース・賃貸等の利用

利用する施設名	その施設の所有者 施設の設置場所	種類	支払料(千円) 利用期間(年～年)	支払 年度	別表2 の番号

(4) 家畜ふん尿の利用促進を目的とする法人に参加するための出資金等

出資の種類	施設名(現物出資の場合のみ)	出資額又は現物取得に 必要な事業費(千円)
現物出資・現金出資		

※参加する法人の名称・経営の概要等が分かる資料を添付すること。

4 資金の調達方法

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。

(別表 5－2)

家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
(法第 26 条関係)

1 特例を必要とする者の概要

(1) 特例を必要とする法人等

名称 :

代表者の氏名 :

(2) 設立年月日

(3) 主たる事業内容

注 資料添付に代えることも可。

(4) 構成員全員の家畜排せつ物の管理及び利用状況 (申請者が任意組合の場合のみ記載すること)

住 所 氏 名	飼養家畜の種類・頭羽数	家畜排せつ物の管理及び利用の現状

注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「家畜排せつ物の管理及び利用の現状」の欄には、当該構成員が管理する家畜排せつ物の数量、堆肥の製造量（うち特定環境負荷低減事業活動に関係する製造量）及び販売量（うち特定環境負荷低減事業活動に関係する販売量）、堆肥化施設等の整備の状況、堆肥センターの使用頻度等について記載するものとする。

2 家畜排せつ物の利用の現状及び目標

(1) 家畜排せつ物の管理及び利用方法の概要 (現状及び目標)

現 状	目 標 (年度)

注 別紙に記載した特定環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進のための共同利用施設の整備の内容を記載すること。

(2) 家畜排せつ物の管理及び利用量

	現 状	目 標 (年度)
① 家畜排せつ物の管理量	t／年	t／年
家畜頭数換算　牛	頭	頭
豚	頭	頭
鶏	羽	羽
馬	頭	頭
その他 ()	頭・羽	頭・羽
③ 堆肥製造量	t／年	t／年
うち特定環境負荷低減事業活動に関係する堆肥製造量	t／年	t／年
④ 堆肥販売量	t／年	t／年
うち特定環境負荷低減事業活動に関係する堆肥販売量	t／年	t／年

注 1 「目標年度」は、計画作成年度から概ね 5 年後とする。

2 「うち特定環境負荷低減事業活動に関係する堆肥製造量・販売量」の欄は、製造、販売する堆肥のうち別紙に記載した特定環境負荷低減事業活動に関係する量を記載すること。

(3) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上を図るための具体的な方法

3 共同利用施設の整備の内容及び実施時期

(1) 処理高度化施設（共同利用施設）整備の内容

具体的な内容等は、(2) に記載すること。

(2) 施設・機械の整備

事業内容	施 設 規 模		事業費 (千円)	実施 年度	別表 2 の番号
	現 状	目標 (年度)			
施 設 ・ 機 械 の 種 類			別表 2 に記載	別表 2 に記載	
合計					

注 「目標年度」は、計画作成年度から概ね 5 年後とする。

4 資金の調達方法

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の 4 に記載すること。

(別表6)

流通合理化事業活動に関する事項
(法第27条関係)

1 特例を必要とする者の氏名等

氏名 :

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 流通合理化事業活動の目標

目標

- ※ 特定環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しくは加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値の向上に資する流通に関する措置として、当該流通合理化事業活動の目標を定性的に記載。
- ※ 記載した目標の達成状況の確認に資する定量的な目標値（指標）については、下段に記載。

目標値	単位	①現状	②計画終了時の目標	③変化率 (%) ((②-①)/①×100)

注1 事業活動内容や実施期間等を踏まえた妥当な目標とすること。

2 申請する各事業活動計画の目的に沿って、一つ以上の目標値を設定すること。

例) 流通合理化事業活動：付加価値額、労働生産性、流通コスト等

3 流通合理化事業活動の内容及び実施時期

(1) 流通合理化事業活動の内容

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の3(3)に記載すること。

(2) 流通合理化事業活動の実施時期

別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の3(4)と異なる場合は記載すること。

実施時期 : 年度～年度（目標年度）

注 流通合理化事業活動の目標を達成するまでの計画期間を記載すること。

(3) 流通合理化事業活動を実施する事業所又は卸売市場の概要

(複数の場合は、それぞれについて記載すること)

- ① 事業所又は卸売市場の名称 :
- ② 所在地 :
- ③ 事業開始（開設）年月日 :
- ④ 事業内容 :

- 4 流通合理化事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4に記載すること。
- 5 流通合理化事業活動の実施が農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与する程度

--

注1 当該流通合理化事業活動が、どのように環境負荷の低減に資する農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するのかを定量的又は定性的に記載すること。

2 直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合は、事業内容の概要を記載した書類）を添付すること。

6 借入する資金

借入を予定する資金の内容に応じ、次の表の右欄「添付する別表」のうちいずれかを添付すること。

借り入れする資金の内容	該当するものに○印を記載	添付する別表
食品産業・農林漁業連携型事業		別表6-1
食品産業生産性向上型事業		別表6-2
卸売市場機能高度化型施設		別表6-3

(別表 6－1)

食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第27条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫による食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う地域の農林水産物の取扱目標について記載すること。

地域の農林水産物の取扱量及び取扱額の目標

品目	期間	生産地名	地域の農林水産物の調達先となる農林漁業者		その他
			氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	

品目	取 扱 量 (kg、%)			取 扱 額 (千円、%)			その他
	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	
計							

注1 特定環境負荷低減事業活動により生産された地域の農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物について記載すること。

2 農林漁業者との取引状況が分かる契約書、直近の伝票等を添付すること。計画期間終了後1年が経過するまでの間は契約書、伝票等を手元に保管しておくこと。また、出資の関係にある場合は、株主名簿記載事項証明書を添付すること。

(別表 6－2)

食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第27条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫による食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う地域の農林水産物の取扱目標及び生産性向上に関する目標について記載すること。

1 地域の農林水産物の取扱量及び取扱額の目標

品目	生産地名

品目	取 扱 量 (kg、%)			取 扱 額 (千円、%)			その他
	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	実績 (年度)	計画 (年度)	伸び率	
計							

注 特定環境負荷低減事業活動により生産された地域の農林水産物をその不可欠な原材料として用いる食品又は当該農林水産物について記載すること。

2 生産性向上の目標

目標
目標設定の理由

注 計画期間終了後1年が経過するまでの間は、地域の農林水産物の取扱状況が分かる契約書、伝票等を手元に控えておくこと。

(別表 6－3)

食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 27 条の規定により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律の特例措置を受け、株式会社日本政策金融公庫による食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）の貸付けを受けようとする場合に添付し、当該資金の貸付けを受けて行う卸売市場の機能の高度化について記載すること。

1 食品等の鮮度の保持その他の品質の管理を適確かつ効率的に行うための施設の整備、食品等の仕分け及び搬送の自動化等食品等の荷さばき業務の合理化を図るための施設の整備その他卸売市場の施設の近代化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (m ² 、台等)	事 業 費 (千円)	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、1 の措置を実施するために整備する品質管理保全施設、自動仕分け・搬送保管施設、定温輸送車、加工・調製施設、包装・こん包施設等を記載すること。

2 セリ賣又は入札に係る業務の集中的かつ効率的な処理体制の整備その他卸売市場の流通機能の高度化を図るための措置

事業実施者	年度	施設等名称	整備する施設等の規模・能力等 (m ² 、台等)	事 業 費 (千円)	別表 2 の番号
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
	別表 2 に記載			別表 2 に記載	
計					

注 「施設等名称」の欄は、別表 2 に記載した施設等のうち、2 の措置を実施するために整備するせりの機械化施設、データの分析・提供施設等を記載すること。

3 卸売市場の機能の高度化に必要な知識及び技術の習得の促進その他の卸売市場の業務を行う者の資質の向上を図るための措置

事 業 実施者	年 度	施 設 等				研 修 会 等			
		施設等 名 称	整備する施設等 の規模・能力等 (m ² 等)	事業費 (千円)	別表2 の番号	回数 (回)	人員 (人)	研修 内容等	事業費 (千円)
	別表2 に記載			別表2 に記載					
	別表2 に記載			別表2 に記載					
	別表2 に記載			別表2 に記載					
計									

注1 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち、3の措置を実施するために整備する研修施設等を記載すること。

2 「研修会等」の欄は、3の措置を実施するために開催する卸売市場の業務を行う者の知識、技術等の向上に係る研修会等の実施内容を記載すること。

4 卸売業者又は仲卸業者の経営規模の拡大、経営管理の合理化その他の経営の近代化を図るための措置

事 業 実施者	年 度	営 業 権 等			施 設 等			
		営業権・ 出資の別	内 容 等	事業費 (千円)	施設等名 称	整備する施設等の 規模・能力等(m ² 等)	事業費 (千円)	別表2 の番号
	別表2に 記載						別表2 に記載	
	別表2に 記載						別表2 に記載	
	別表2に 記載						別表2 に記載	
	別表2に 記載						別表2 に記載	
計								

注1 「営業権等」の欄は、4の措置を実施するために行う他の卸売業者若しくは仲卸業者からの営業権の譲受け又は他の卸売業者若しくは仲卸業者に対する出資について記載すること。

2 「施設等」の欄は、別表2に記載した施設等のうち営業権の譲受けに伴い取得する施設等について記載すること。

(別表 7－1)

(別表 3) の施設の番号 :

農地法第4条第1項の特例措置の申請（法第28条第1項関係）

注1 農地法の特例措置（農地を農地以外のものにする場合）を必要とする場合に記載すること。

2 別表3に記載した施設ごとに作成すること。

1 農地を転用する者の氏名等	氏 名		住 所		
2 施設の種類					
3 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10a当たり普通収穫高	耕作者の氏名
4 転用の時期	計 筆	m ²	(田)	m ² 、畠	m ²)
4 転用の時期	工事計画	着工年月日から	年月日まで		
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物				m ²
	小計				
	工作物				
小計					
計					
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					
7 その他参考となるべき事項					

注1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。

3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。

4 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畠にあっては普通畠、果樹園、桑園、茶園、牧草畠又はその他の別を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 農地を転用する者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が、本特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請者及び関係措置実施者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）

(2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

(3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するため必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

(4) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4と整合性を図ること。）

(5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面

(6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

(7) その他参考となるべき書類

(別表7-2)

(別表3)の施設の番号:

農地法第5条第1項の特例措置の申請（法第28条第2項関係）

注1 農地法の特例措置（農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためにこれら の土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合）を必要とする場合に 記載すること。

2 別表3に記載した施設ごとに作成すること。

1 当事者の氏名 及び住所	当事者の別	氏名	住 所		職業
	譲受人				
	譲渡人				
2 施設の種類					
3 土地の所有者の 氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の 氏名	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
				権利の種類及び内容	
4 権利を設定し、ま たは移転しようとす る契約の内容	権利の種類	権利の設定 ・移転の別	権利の設定 ・移転の時期	権利の存続期間	
5 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10a当たり 普通収穫高	
	計	筆	m ²	(田	m ² 、畳
6 転用の時期	工事計画	着工年月日から	年月日まで		
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物				m ²
	小計				
	工作物				
	小計				
計					
7 転用することによ って生ずる付近の 農地又は採草放牧 地、作物等の被害 の防除施設の概要					
8 その他参考とな るべき事項					

- 注 1 謙受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、その他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。
 3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を記載すること。
 4 謙渡人が2者以上存在する場合にあっては、1、3及び5の欄には「表記載のとおり」と記載し、次の表1及び表2により記載することができるものとする。
 5 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畠、果樹園、桑園、茶園、牧草畠又はその他の別を、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載すること。
 6 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載すること。

(添付資料)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当事者が法人の場合にあっては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が、本特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定申請者及び関係措置実施者である場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するためには必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別紙特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の4と整合性を図ること。）
- (5) 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
- (6) 農用地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

(表1) 別表7-2の1の欄 (当事者の氏名及び住所)

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

(表2) 別表7-2の3及び5の欄 (土地の所有者の氏名等及び土地の利用状況等)

土地の所在	地番	土地所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		利用状況	10a 当たり普通収穫高
			権利の種類及び内容	権利者の氏名		
計 筆			m ² (田)	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²)

注 本表は、(表1)の謙渡人の順に名寄せして記載すること。

(別表8)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例措置の申請（法第30条関係）

番号	氏名	補助金等交付財産の 補助金等交付省庁の名称	補助金等交付財産の 補助金等の名称
①			
②			
④			

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

- 2 活用しようとする補助金等交付財産に関して、それぞれ補助金等を交付した省庁の補助金等交付財産の活用に係る申請書等を添付すること。
- 3 必要に応じて図面や写真を添付するなど、補助金等交付財産の現状が分かるようにすること。
- 4 氏名には、本計画の申請者及び関連措置実施者の氏名を記載すること。

別記様式第3号（法第19条第1項関係）

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書

年　月　日

千葉県知事 様

申請者

住 所
氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(提出する書面の目録) 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- (別紙) 環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
- (別表1) 特例措置の活用に関する事項
- (別表2) 環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- (別表3) 環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項
- (別表4) 農業改良措置に関する事項
- (別表5-1) 家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
- (別表5-2) 家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
- (別表6) 流通合理化事業活動に関する事項
- (別表6-1) 食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）
- (別表6-2) 食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）
- (別表6-3) 食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）
- (別添) 各都道府県が定める林業・木材産業改善資金に係る貸付資格申請書及び貸付申請書等
- (別添) 各都道府県が定める沿岸漁業改善資金に係る経営等改善措置に関する計画及び貸付申請書等

別記様式第4号（法第21条第1項関係）

特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書

年　月　日

千葉県知事 様

申請者

住 所
氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第21条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、特定環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(提出する書面の目録) 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- (別紙) 特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
- (別表1) 特例措置の活用に関する事項
- (別表2) 特定環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- (別表3) 特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項
- (別表4) 農業改良措置に関する事項
- (別表5-1) 家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
- (別表5-2) 家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
- (別表6) 流通合理化事業活動に関する事項
- (別表6-1) 食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）
- (別表6-2) 食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）
- (別表6-3) 食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）
- (別表7-1) 農地法第4条第1項の特例措置の申請
- (別表7-2) 農地法第5条第1項の特例措置の申請
- (別表8) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例措置の申請
- (別添) 各都道府県が定める林業・木材産業改善資金に係る貸付資格申請書及び貸付申請書等
- (別添) 各都道府県が定める沿岸漁業改善資金に係る経営等改善措置に関する計画及び貸付申請書等

別記様式第 5 号（法第 21 条第 17 項関係）

番号
年月日

市町村長 様

千葉県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る意見の聴取
について（照会）

年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり申請があつた特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関し、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 17 項の規定に基づき意見を求めるので、別紙（千葉県環境負荷低減事業活動（農業分野）の実施に関する計画認定要領別記様式第 6 号）により、 年 月 日までに御回答願います。

記

- 1 住所：
- 2 氏名：

（備考）

別添として申請に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画の申請書、その添付書類の写し及び千葉県環境負荷低減事業活動（農業分野）の実施に関する計画認定要領を添付すること。

別記様式第6号（法第21条第17項関係）

番号
年月日

千葉県知事様

市町村長

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関する意見の聴取
について（回答）

年月日付け第号で照会のありましたこのことについては、下記のとおり回答します。

記

意見の内容

（備考）

特定環境負荷低減事業活動実施計画について意見がある場合には、その内容を記載すること。（認定が適当と認める場合には、その旨を記載すること。）

別記様式第7号（法第19条第5項関係）

番号
年月日

様

千葉県知事

環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書

年月日付けで申請のあった環境負荷低減事業活動実施計画については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第5項の規定に基づき、認定します。（認定番号号）

別記様式第8号（法第21条第5項関係）

番号
年月日

様

千葉県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定通知書

年月日付けで申請のあった特定環境負荷低減事業活動実施計画については、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第21条第6項の規定に基づく農林水産大臣、○○市町村長の同意を得た上で、同条第5項の規定に基づき、認定します。（認定番号　　号）

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って同法第21条第4項第1号ロに規定する施設の用に供することを目的として下記に係る農地を農地以外のものにする場合には、同法第28条第1項の規定により、農地法第4条第1項の許可があつたものとみなされます。（※1）

記

1 農地を転用する者の住所等

氏名	住所

2 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (m ²)	備考
		登記簿	現況		

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って同法第21条第4項第1号ロに規定する施設の用に供することを目的として下記に係る農地を農地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、同法第28条第2項の規定により、農地法第5条第1項の許可があつたものとみなされます。（※2）

記

1 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

2 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (m ²)	権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	備考
		登記簿	現況		権利の種類	

また、下記の者が本認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って同法第21条第4項第2号に規定する補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、同法第30条の規定により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する各省各庁の長の承認があつたものとみなされます。(※3)

記

補助金等交付財産を活用する者の氏名	補助金等交付財産の補助金等交付省庁の名称	補助金等の名称

(備考)

- 下線部分は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に際して、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第21条第6項の規定に基づく協議を行った場合に、記載する。
- ※1二重下線部分は、認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等の導入に係る行為が農地法第4条第1項の許可を受けなければならぬ行為に該当する場合に、※2波線部分は、同法第5条第1項の許可を受けなければならない行為に該当する場合に、それぞれ記載する。
- ※3破線部分は、認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等の活用が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認を受けなければならない場合に記載する。

- 4 記については、農地を転用する者、譲受人又は補助金等交付財産を活用する者ごとに欄を繰り返し設けて記載する。
- 5 別添として、本通知に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画の写しを添付する。

別記様式第9号（法第21条第18項関係）

番号
年月日

市町村長様

千葉県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定について（通知）

年月日付け第号で意見を聴取したことについて、別添写しのとおり当該特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定したため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第21条第18項の規定に基づき、その旨通知します。

（備考）

別添として、認定通知書の写しを添付する。

別記様式第 10 号（法第 21 条第 19 項関係）

番号
年月日

関東農政局長 様

千葉県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定について（通知）

年 月 日付け第 号で同意のあったことについて、別添写しのとおり当該特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定したため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 19 項の規定に基づき、その旨通知します。

（備考）

- 1 別添として、認定通知書の写しを添付する。
- 2 法第 21 条第 6 項第 1 号に掲げる事項が記載された計画において、流通合理化事業活動が複数の地方農政局等の管轄区域で行われる場合、又は当該流通合理化事業活動に要する経費について国の補助が見込まれる場合の協議先は、上記にかかわらず農林水産大臣とすることができます。

別記様式第 11 号（法第 19 条第 5 項、法第 21 条第 5 項関係）

番号
年月日

様

千葉県知事

印

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に係る不認定通知書

年月日付けで申請のあった（特定）環境負荷低減事業活動実施計画については、認定をしないものとします。

記

認定をしない理由

（注）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉県知事に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することができ認められる場合があります。

別記様式第 12 号（法第 20 条第 1 項、法第 22 条第 1 項関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の変更に係る認定申請書

年　月　日

千葉県知事 様

申請者

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したいので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第条第項の規定に基づき、申請します。

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更理由

3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

(備考)

- 1 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 1 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 1 項」と記載するものとする。
- 4 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 5 変更後の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画のほか、変更前の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況を記載した書面（別記様式第 13 号）を添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第13号（法第20条第1項、法第22条第1項関係）

変更前の（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年　月　日

千葉県知事 様

申請者（代表者）

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、令和 年度の変更前の実施状況を報告します。

1 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の実施状況

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等	実施状況（A～C）
（内容）	（現状）		
（特定）環境負荷低減事業活動 の取組面積等	（目標）		

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。

評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた

C：ほとんど実施していない（Cの場合は理由と今後の取組を記載すること。）

2 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

計画に記載した設備等の種類・名称	導入状況

別記様式第14号（法第20条第2項、法第22条第2項関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更に係る届出書

年　月　日

千葉県知事 様

申請者

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり変更したので、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 条第 項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 軽微な変更の内容

新	旧

2 変更理由

（備考）

- 1 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第20条第2項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第22条第2項」と記載するものとする。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第 15 号（法第 20 条第 3 項、法第 22 条第 3 項関係）

番号
年月日

様

千葉県知事

印

(特定) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定取消通知書

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 条第 項の規定に基づき、年 月 日付け第 号により認定した特定環境負荷低減事業活動実施計画については、下記の理由によりその認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

(注)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉県知事に対して審査請求書（同法第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(備考)

通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 20 条第 3 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更の場合には「第 22 条第 3 項」と記載するものとする。

別記様式第16号（法第46条第1項関係）

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書

年　月　日

千葉県知事 様

申請者（代表者）

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画について、下記のとおり 年度の実施状況を報告します。

1 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の実施状況

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等	実施状況（A～C）
（内容）		（現状）	
		（目標）	
（特定）環境負荷低減事業活動の取組面積等		（現状）	
		（目標）	

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「実施状況」には、評価に応じて、AからCのいずれかを記載すること。

評価 A：計画通り実施できた B：概ね計画通り実施できた

C：ほとんど実施していない（Cの場合は理由と今後の取組を記載すること。）

2 年度の（特定）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入状況

申請者等の氏名又は名称：

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

3 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

計画に記載した設備等の種類・名称	導入状況

別記様式第 17 号（法第 19 条第 6 項、法第 21 条第 6 項第 1 号関係）

番号
年月日

関東農政局長 様

千葉県知事

（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定について（協議）

年月日付けで下記の者から別添写しのとおり申請があった（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関し、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律第 2 条第 5 項に規定する流通合理化事業活動の措置が含まれているため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第　条第　項第　号の規定に基づき、協議します。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いします。

記

1 住所：

2 氏名：

（備考）

- 1 「申請者」には、（特定）環境負荷低減事業活動実施計画に記載された全ての申請者を記載すること。
- 2 通知文の下線部分は、環境負荷低減事業活動実施計画に関する協議の場合には「第 19 条第 6 項」と記載し、特定環境負荷低減事業活動実施計画に関する協議の場合には「第 21 条第 6 項第 1 号」と記載するものとすること。
- 3 別添として申請に係る（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の申請書及びその添付書類の写しを添付すること。
- 4 流通合理化事業活動が複数の地方農政局の管轄区域で行われる場合、又は当該流通合理化事業活動に要する経費について国の補助が見込まれる場合の協議先は、上記にかかわらず農林水産大臣とすることができます。

別記様式第 18 号（法第 21 条第 12 項、第 16 項関係）

番号
年月日

関東農政局長 様

千葉県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定について（協議）

年月日付で下記の者から別添写しのとおり申請があつた特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に關し、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 4 項第 1 号に規定する事項（4 ha を超える農地を含む土地に係るものに限る。）が含まれているため、同条第 12 項の規定に基づき、協議します。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いします。

記

1 住所：

2 氏名：

（備考）

1 下線について、農地法第 4 条第 1 項に規定する指定市町村内の農地に係る協議については、当該市町村長を記載する。

2 別添として申請に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画の申請書及びその添付書類の写しを添付すること。

(別紙)

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
第21条第12項の規定による協議に係る事案の概要書

申請者の住所等		譲受人	住所						都道府県名	
		譲渡人	住所						氏名 外名	
申請に係る土地		所在地 番	市町 郡村						外筆	
		地目別面積	田	m ²	畑	m ²	採草放牧地	m ²	その他	m ²
		10a当たり 平均収穫高	田	Kg	畑	Kg	採草放牧地	Kg	当該市町村の 平均	Kg
権利を設定し、又は 移転しようとする契約 の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間				
農地の区分										
許可基準に定める農地の区分 の該当事項										
該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件 及び周辺の市街地化の状況を 記載すること)										
転用候補地内 の農地の区分 別面積及びそ の割合	区分	農用地区域内農地		甲種農地	第1種農地	第2種農地	第3種農地	農地の合計面積	(参考)全体面積	
	発電設備	面積			m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
		割合			%	%	%	%	100%	
	農林漁業関連施設	面積	m ²	m ²						
		割合	%	%	%	%	%	%	100%	
特定土地改良 事業等関係	事業の種類		事業実行者		施工面積	申請地に關係 する面積	施工時期	申請地に關係する 土地改良財産		
申請に係る土地と都市計画 との関係		都市計画区域決定の有無		計画区域内	計画区域外		(告示)	年	月	日
		都市計画法第8条の地域地区 の決定		地域地区的種類						
申請に係る土地と農業振興 地域整備計画との関係		農業振興地域決定の有無		振興地域内	振興地域外		(告示)	年	月	日
		農用地区域決定の有無		農用地区域内	農用地区域外		(決定)	年	月	日
転用目的										
転用目的に係る事業又 は施設の概要		名称	設備等の数		建設面積		所要面積			
		土地造成								m ²
		建築物								m ²
		工作物								m ²
合計								m ²		
転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被 害を防除するための措置等の妥当性の概要										
農業上の土地利用との調整を了している場合等にお いては、その概要										
農地法第4条第2項又は第5条第2項の規定により 許可できない場合に該当しないことの説明										
付すべき条件										
協議に際して特記すべき事項										

(備考)

- 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあっては「運用通知第2の1のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあっては「運用通知第2の1のオの(ア)のaの(a)」のように記載する。
- 「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。

別記様式第 19 号（法第 21 条第 6 項第 2 号関係）

番号
年月日

市町村長 様

千葉県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定について（協議）

年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり申請があった特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関し、同実施計画に記載された事項に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 6 項第 2 号に掲げる事項が含まれているため、同項の規定に基づき、協議します。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いします。

記

申請者

住所：

氏名：

（備考）

別添として申請に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画の申請書及びその添付書類の写しを添付すること。

別記様式第 20 号（法第 21 条第 6 項第 3 号関係）

番号
年月日

関東農政局長 様

千葉県知事

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定について（協議）

年 月 日付けで下記の者から別添写しのとおり申請があった特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定に関し、同実施計画に記載された事項に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 21 条第 6 項第 3 号に掲げる事項が含まれているため、同項の規定に基づき、協議します。

なお、本協議に対し、同意をしないとき又は同意に条件を付するときは、その理由及び条件を回答書に付記するようお願いします。

記

申請者

住所：

氏名：

(備考)

別添として申請に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画の申請書及びその添付書類の写しを添付すること。

別記様式第21号（法第19条及び法第21条関係）

特定環境負荷低減事業活動及び環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称及び特定区域

--

注 （特定）環境負荷低減事業活動の実施区域を含む市町村が、2②に記載する市町村と異なる場合には、当該市町村の名称を併せて記載すること。

2 申請者等の概要

申請者（代表者）
① 氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：) ② 住所又は主たる事務所の所在地： ③ 連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： ④ 業種： <input type="checkbox"/> 耕種農業 <input type="checkbox"/> 畜産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業
申請者
① 氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：) ② 住所又は主たる事務所の所在地： ③ 連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： ④ 業種： <input type="checkbox"/> 耕種農業 <input type="checkbox"/> 畜産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業
関連措置実施者（法第19条第3項又は法21条第3項に規定する措置を含める場合）
① 氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：) ② 住所又は主たる事務所の所在地： ③ 連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名： ④ 業種： <input type="checkbox"/> 農林漁業 <input type="checkbox"/> 資材製造業 <input type="checkbox"/> 食品製造業 <input type="checkbox"/> 食品流通業 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注1 記入欄が足りない場合は、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときは、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 「④業種」には、該当するものにチェック（レ）を付けること。「その他」の場合は、事業内容を（ ）内に記載すること。

3 (特定) 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 農林漁業経営の概況

- 注 1 現状の経営規模（経営面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量）や経営類型（主な品目、畜種等）、労働力等の概況について簡潔に記載すること。
- 2 農業にあっては、(特定) 環境負荷低減事業活動に取り組む品目の現状の経営規模についても記載すること。

(2-1) 特定環境負荷低減事業活動の類型

- A. 有機農業の生産活動
- B. 廃熱の回収利用その他の地域資源の活用により、温室効果ガスの排出の量の削減に資する農林漁業の生産活動
- C. 環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う農林漁業の生産活動
 - ↳ a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
 - b. 温室効果ガスの排出の量の削減
 - c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
 - d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質又は餌料の投与等により流出する窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
 - e. 土壤炭素貯留に資する土壤改良資材の農地又は採草放牧地への施用
 - f. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若くは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
 - g. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

注 1 該当する取組にチェック（レ）を付けること。

2 C.の場合、当該取組が a.～g. のうちどの項目に該当するかチェック（レ）を付けること。

(2-2) 環境負荷低減事業活動の類型

- a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- b. 温室効果ガスの排出の量の削減
- c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質又は餌料の投与等により流出する窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少

- e. 土壤炭素貯留に資する土壤改良資材の農地又は採草放牧地への施用
- f. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出
若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
- g. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

注 該当する取組にチェック（レ）を付けること。

（3）（特定）環境負荷低減事業活動の推進方向

--

- 注 1 （特定）環境負荷低減事業活動に係る農林漁業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。
- 2 特定環境負荷低減事業活動については、①生産又は流通・販売の方式の共通化、②地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大について、その内容が分かるように記載するとともに、それぞれの該当箇所に下線を付すこと。
- 3 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う（特定）環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

（4）（特定）環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：	年	月	～	年	月	（目標年度）
-------	---	---	---	---	---	--------

注 5年間を目途に定めること。

（5）（特定）環境負荷低減事業活動の内容及び目標

（土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合）

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
	（有機質資材の施用）	（現状）
		（目標）
	（化学肥料の施用減少）	（現状）
		（目標）
	（化学農薬の使用減少）	（現状）

		(目標)
	(特定) 環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
		(目標)

(上記以外の活動類型の場合)

類型	品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
		(内容)	(現状)
			(目標)
		(特定) 環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状)
			(目標)

- 注 1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 「類型」には3（2）で選択した類型のアルファベットを記載すること。
 3 「実施内容」には、特定環境負荷低減事業活動の具体的な取組内容として、導入する技術や使用する資材等を記載すること。
 4 「資材の使用量等」には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。

（6）経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模		
イ：売上高		
ウ：経営費（生産コスト）		
エ：所得（イーウ）		

- 注 1 （特定）環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農林漁業経営の全体で記載すること。
 2 「ア：経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量等の現状値及び目標値をそれぞれ記載すること。
 3 「エ：所得」には、農林漁業の所得（法人その他の団体にあっては営業利益）の現状値及び目標値について記載すること。
 4 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。
 5 申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

（7）（特定）環境負荷低減事業活動の実施体制

--

注1 特定環境負荷低減事業活動及び環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。

2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。

3 環境負荷の低減に関する目標について、達成状況をどのような体制・方法で評価するかを記載すること。

4 (特定) 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

申請者等の氏名又は名称 :

注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

注1 「使途・用途」については、特定環境負荷低減事業活動及び環境負荷低減事業活動に必要となる設備等導入資金、運転資金等の別を記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別表2に、当該設備等の導入として施設の整備を行う場合は別表3に、それぞれ必要事項を記載すること。

2 「資金調達方法」については、自己資金・融資・補助金等の別を記載すること。株式会社日本政策金融公庫等の融資を受けることを予定している場合は、その旨を明記すること。

3 特定環境負荷低減事業活動及び環境負荷低減事業活動の実施に当たって特例措置を活用する場合は、別表1及び各特例措置に対応した別表等に必要事項を記載すること。

5 特例措置の活用に関する事項

特例措置を活用する場合は、申請者、関連措置実施者ごとに別記様式第1号又は同第2号に準ずる書類に記載し、添付すること。

6 特定環境負荷低減事業活動及び環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく特定環境負荷低減事業活動及び環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

□ 適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壤診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

□ 適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

□ エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

□ 悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

□ 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

□ 生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

□ 生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

(添付書類)

申請者、関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。

- 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- 関連措置実施者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面
- 関連措置実施者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- 関連措置実施者が最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類が無い場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

別記様式第 22 号（法第 19 条第 1 項及び第 21 条第 1 項関係）

特定環境負荷低減事業活動及び環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
に係る認定申請書

年　　月　　日

千葉県知事 様

申請者

住 所
氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 19 条第 1 項及び第 21 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、特定環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 4 別紙については、別記様式 1 号、2 号を活用すること。

(提出する書面の目録) 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- (別紙) 環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
- (別紙) 特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
- (別表 1) 特例措置の活用に関する事項
- (別表 2) 環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- (別表 3) 環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項
- (別表 4) 農業改良措置に関する事項
- (別表 5-1) 家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
- (別表 5-2) 家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項
- (別表 6) 流通合理化事業活動に関する事項
- (別表 6-1) 食品等持続的供給促進資金（食品産業・農林漁業連携型事業）
- (別表 6-2) 食品等持続的供給促進資金（食品産業生産性向上型事業）
- (別表 6-3) 食品等持続的供給促進資金（卸売市場機能高度化型施設）
- (別表 7-1) 農地法第 4 条第 1 項の特例措置の申請
- (別表 7-2) 農地法第 5 条第 1 項の特例措置の申請
- (別表 8) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例措置の申請
- (別添) 各都道府県が定める林業・木材産業改善資金に係る貸付資格申請書及び貸付申請書等
- (別添) 各都道府県が定める沿岸漁業改善資金に係る経営等改善措置に関する計画及び貸付申請書等

別記様式第23号

(特定) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

千葉県は、環境負荷低減事業活動実施計画の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務の実施のために利用します。

また、千葉県は、認定業務のほか、環境負荷低減に取り組む農業者への支援や環境負荷低減事業活動の推進に関する政策の企画・立案に活用するため、必要な範囲において関係機関へ提供する場合があります。

このほか、環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況等の内容についても、国への報告等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	①環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の内容、 ②環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書 等
情報を提供する 関係機関	国、千葉県、市町村、日本政策金融公庫 等

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

氏名（名称・代表者）